

松戸市自殺対策推進会議条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する自殺対策計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関を代表する者
 - (4) 公募市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後														
別表2（第4条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>（略）</td></tr></table>	職名	報酬	（略）		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）	別表2（第4条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>松戸市自殺対策推進会議委員</u></td><td><u>日額 8,500円</u></td></tr></table>	職名	報酬	（略）		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）	<u>松戸市自殺対策推進会議委員</u>	<u>日額 8,500円</u>
職名	報酬														
（略）															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）														
職名	報酬														
（略）															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）														
<u>松戸市自殺対策推進会議委員</u>	<u>日額 8,500円</u>														